

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要領

1 指定申請等

(1) 申請

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成 18 年鳥取県規則第 22 号。以下「細則」という。)第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書等を知事に提出するものとする。

ア 病院又は診療所

- (ア) 指定自立支援医療機関(病院又は診療所)指定申請書(細則様式第 11 号)
- (イ) 経歴書(指定自立支援医療機関(育成医療・更正医療)指定要綱(平成 18 年 4 月 20 日付第 200600002205 号鳥取県福祉保健部障害福祉課長通知。以下「要綱」という。)様式 1-1)
- (ウ) 医師免許証の写し
- (エ) 自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要(要綱様式 1-10)
- (オ) 健康保険法に規定する保険医療機関であることを証するもの
- (カ) 誓約書(要綱様式 1-11)

イ 薬局

- (ア) 指定自立支援医療機関(薬局)指定申請書(細則様式第 12 号)
- (イ) 経歴書(要綱様式 2-1)
- (ウ) 薬剤師免許証の写し
- (エ) 調剤のために必要な設備及び施設の概要(要綱様式 2-2)
- (オ) 健康保険法に規定する保険薬局であることを証するもの
- (カ) 誓約書(要綱様式 1-11)
- (キ) 調剤及び接遇に従事するスタッフの職種及び体制(要綱様式 2-3)
- (ク) 薬局の見取り図
- (ケ) 薬局の入口付近の写真
- (コ) 薬局の入口付近に段差がある等身体障がい者等に配慮した構造となっていない場合には、構造以外で配慮方針を示すもの

ウ 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項本文に規定する指定居宅サービス事業者(同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第 8 条の 2 第 4 項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)(以下「指定訪問看護事業者等」という。)

- (ア) 指定自立支援医療機関(指定訪問看護事業者等)指定申請書(細則様式第 13 号)
- (イ) 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は訪問看護に係る指定居宅サービス若しくは介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービスに従事する職員の定数(要綱様式 3)
- (ウ) 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法に規定する指定居宅

サービス事業者のうち訪問看護を行う者若しくは指定介護予防サービス事業者のうち介護予防訪問看護を行う者であることを証するもの

(エ) 誓約書（要綱様式 1-11）

(2) 変更届出

- ① 指定自立支援医療を主として担当する医師又は薬剤師の変更等があった場合は、細則様式第 14 号により知事に届け出るものとする。
- ② ①の届出に当たっては、申請書の添付書類に準じた書類を必要に応じて提出するものとする。

(3) 更新

- ① 法第 60 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関の指定更新を申請しようとする者は、細則第 10 条第 2 項の規定に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を知事に提出するものとする。

ア 病院又は診療所 指定自立支援医療機関（病院又は診療所）指定更新申請書（細則様式第 13-2 号）

イ 薬局 指定自立支援医療機関（薬局）指定更新申請書（細則様式第 13-3 号）

ウ 指定訪問看護事業者等 指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）指定更新申請書（細則様式 13-4 号）

- ② ①の申請時において、自立支援医療のために必要な設備又は施設の変更があった等の場合には、必要に応じてその変更を証する書類を添付するものとする。

(4) 休止等に係る届出

- ① 指定自立支援医療機関の業務を休止し、廃止し、又は再開した場合は、細則様式第 15 号により知事に届け出るものとする。
- ② 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 24 条、第 28 条若しくは第 29 条、健康保険法第 95 条、介護保険法第 77 条第 1 項若しくは第 115 条の 9 第 1 項又は薬機法（昭和 35 年法律第 145 号）第 72 条第 4 項若しくは第 75 条第 1 項に規定する処分を受けたときは、細則様式第 16 号により知事に届け出るものとする。

(5) 辞退に係る申出

指定自立支援医療機関の指定を辞退しようとする場合は、細則様式第 17 号により知事に申し出るものとする。

2 指定等に係る審査

指定、変更又は更新に係る審査については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

- (1) 指定自立支援医療機関療養担当規程（精神通院医療）（平成 18 年厚生労働省告示第 66 号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。
- (2) 患者やその家族の要望にこたえて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制が整備されていること。また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標ぼう科が示されていること。
- (3) 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師が、次に掲げる要件を満たしている保険医療機関であること。ただし、当該保険医療機関における精神

障がい有者に対する医療の体制、当該保険医療機関の地域における役割等を勘案し、指定自立支援医療機関として指定することが適当であると認められる病院又は診療所については、次のアのみを満たしていることとする。

ア 当該指定自立支援医療機関に勤務（非常勤を含む。）している医師であること。

イ 保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して、3年以上あること。また、精神医療についての診療従事年数には、てんかんについての診療を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含むものであること。

(4) 薬局にあっては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。なお、新規開局する保険薬局にあっては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

(5) 訪問看護事業者等にあっては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

3 通知

(1) 知事は、1の(1)による申請があった場合は、指定に関する通知を要綱様式4（当該様式の4の「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号）」を「指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第66号）」に、「自立支援医療（育成医療・更生医療）」を「自立支援医療（精神通院医療）」に置き換えたもの）又は要綱様式5により、速やかに申請者に通知するものとする。この場合において、指定年月日は、原則として指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。

(2) 知事は、1の(3)による申請があった場合は、指定更新に関する通知を要綱様式6（当該様式の4の「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号）」を「指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第66号）」に、「自立支援医療（育成医療・更生医療）」を「自立支援医療（精神通院医療）」に置き換えたもの）又は要綱様式7により、速やかに申請者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成18年5月9日から施行し、平成18年4月1日以後の指定について適用する。

附 則

（施行期日）

1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要領1の(1)による手続は、この改正の施行前においても行うことができる。

附 則

この改正は、平成24年7月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。